

国に旅行するすべての者]をいうとしている。なおつぎの者はツーリストの中に含まれる。

- 1 慰楽, 家庭の事情, 保健等のため旅行する者。
- 2 会議, 科学, 行政, 外交, 宗教, 競技等に関する会合に代表の一員に加わり旅行する者。
- 3 業務旅行者。
- 4 海上周遊船で訪れる者。この場合は24時間以内滞在する者を含む。
つぎの者はツーリストとは見なされない。
- 1 その国で事業活動に携わるため訪れた者。
- 2 永住のため訪れた者。
- 3 国境地帯の居住者および1国に居住し, 隣接国で勤務する者。
- 4 上陸せずに通過する者。この場合は当該旅行のためその乗船等が24時間以上1国に滞留している場合も含む。→観光客。(国井富士利)

ツーリズム (英)tourism (独)Fremdenverkehr (仏)tourisme 観光または観光事業の英語。観光については2つの見解がある。その1つは, 観光を観光旅行または旅行一般とする見解であり, [その土地に定住すると見なされない土地に一時的に滞在する目的をもって, その土地までの距離を移動する人間の活動である]としている。すなわち定住のための旅行または業務地と住所間の定期的な旅行でないこと, および旅行先に一時的に滞在すること。以上の2つの条件を備えた旅行を「観光」であると

する見解である。もう1つの見解は観光と旅行とを区別し, 旅行は単に観光を媒介するに過ぎず, 旅行が終止するところに「観光」という現象があらわれるとする見解である。戦前ベルリン大学内に設けられていた観光事業研究所の所長であったグリュックスマン教授は, このような見解にもとづき, 観光を定義して「ある土地における一時的滞在者とその住民との関係との総和である」としている。

以上の2つの見解はともに十分な理由があるが, 一般的にいえば, 前者すなわち「観光」「観光旅行」または「遊覧旅行」と同義語と見なす見解が広く行われている。

なお観光の字源については, 易経の観卦の条の「観国之光利用賓于王」に由来し, 本来他国の風光・文物・制度を観察する意であるとされている。→観光事業。

参考文献 田 誠著 国際観光事業論(昭和15)。田中喜一著 観光事業論(昭和25)。(国井富士利)

つるみせん 鶴見線 東海道本線鶴見駅から臨港地帯を経て厩町駅に至る7.0kmの線。浅野・海芝浦間1.7km, 武蔵白石・大川間1.0kmの旅客枝線と鶴見小野・鶴見川口間2.4km, 安善・浜安善間1.1kmの貨物支線を含む。東海道線に属し線路等級は丙線である。大正15年から昭和10年にわたり鶴見臨港鉄道株式会社が建設したが, 昭和18・7政府に買収され線名を鶴見線と呼ぶこととした。この線は横浜市北部臨港工業地帯を走り, 貨物および通勤者の輸送が主となっている。全線電化され, かつ鶴見小野・鶴見川口間を除いては複線化されている。(森 俣寿)

て

ていあんせいど 提案制度 (英)suggestion system この制度は企業体がその所属する従業員から, その分担する仕事のみならずその他業務の各般にわたって, 改善等に対する創意とか工夫を一定の手续にしたがって提出させ, 優秀な提案はこれを採用して実施に移し, 勤労意欲の向上・士気の高揚に役立たせ業務運営上の能率を増進せしめることを目的としている。

このような制度の必要は大企業にあっては経営者と従業員との間に, 監督者とか, その他いろいろの階層の者が介在している, 直接にお互の考えまたは問題を知らせ合う道がないため, 経営者はただ遠い高い所から見て, すべてはうまくいっていると確信しているのに反し, 従業員は下の方で経営者に対してある種の不満または誤解をい込んでいるのが通例であって, 大企業や大工場においては, その組織が膨大なため, 従業員と経営者の間にお互が直接に話し合う手段, つまりお互の気持なり, 問題なりを話しあう手段・制度・組織が欠けているからである。

そこで従業員による提案制度は, これらの問題を解消して, 経営者と従業員との間の直接の下意上達の機関としての効果とともに, 経営者と従業員に多くの相互利益を与えるうえにおいて, 有効な手段として産業界に大きくとりあげられるようになった。

国鉄においても従来から長・主任・監督者達の会議の機会とか, それぞれの専門分野において, 専門家により業務改善提案は行われてきたが, 一般従業員の業務改善に対する建設的な考えを活用することにおいては, 必ずしも十分とはいえなかった。そこで従業員の作業意欲を醸成し, かつ監督者と従業員との協力を促進することをねらいとして, 昭和29・4提案制度要綱(案)を作成して, 本社付属機関の長および地方機関の長に自発的に

推進せしめることとなり, 本社は日本国有鉄道行賞規程の一部を改正して, 本制度の実施方についてすすめた結果全地方機関において実施され, これにならって主要現業機関においても, この制度が活発に行われるようになった。

提案制度要綱(案)

1 目的 この要綱は, 職員の創意工夫による業務上有益な提案を奨励することにより, 業務の改善と合理化に資することを目的とする。

2 提案の要件 提案はおおむねつぎのような項目に該当する事項で独創的かつ実用的でなければならない。ただし賃金その他労働条件を対象とするものであってはならない。(1) 事務手続および諸報告類の改善 (2) 施設および機械器具の改善 (3) 作業方法の改善 (4) 作業能率の向上に資する作業環境の改善 (5) 各種事故の防止策 (6) 資材経費の節約に資する改善 (7) 旅客および荷主へのサービスの改善 (8) 収入増加を伴う改善。

3 提案者の資格 職員はすべてこの要項による提案をすることができる。ただし改善を本来の職務とする者は提案することはできない。

4 提案の手續 職員が提案する場合は, 定めた様式により, 箇所長を通じその所属長に提出する。

5 提案の受理 提案を受理したときは, 定めた様式の提案票を作成し, 受理票を提案者に送付する。

6 提案の審査 提案の審査会を設けまたは審査を適当とする機関において行う。所属長は所属職員から提出された提案のうち, 本社において審査することを適当と認めた場合は, これを本社行賞審査委員会に提出することができる。